

日本比較内分泌学会表彰規定

平成 26 年 12 月 24 日制定

平成 29 年 11 月 18 日改定

平成 30 年 12 月 21 日改定

(設立と目的)

第 1 条 この規定は、日本比較内分泌学会（以下、学会）の表彰の種類とその対象とすべき研究業績等に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第 2 条 本学会の表彰は、次の 2 種とする。

- (1) 日本比較内分泌学会小林賞 小林賞は、比較内分泌学に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優れた学会正会員に授与する。我が国において比較内分泌学を創設し、学会の設立と発展に尽力された故小林英司先生を記念する。
- (2) 日本比較内分泌学会奨励賞 奨励賞は、比較内分泌学の研究を活発に行い、将来の発展が強く期待される学会正会員に授与する。

(選考委員会の組織)

第 3 条 各賞授賞者の選考は、5 名の選考委員（以下、委員）からなる選考委員会（以下、委員会）で行う。

2. 委員は、名誉会員、小林賞受賞者、会長経験者、大会長経験者等および幹事の中から会長が選定し、委嘱する。但し、原則として幹事以外が委員会の過半数を占めるものとする。
3. 委員の任期は会長が委嘱した日から次々年の委嘱日の前日までとし、一期 2 年、二期までとする。
4. 委員会は、募集および選考の実務を担当する選考委員会事務局（以下、事務局）を学会事務局におくことができる。

(委員会の任務)

第 4 条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 表彰事業の推進に関する基本方針の策定。
- (2) 各賞の募集方法の決定ならびに授賞対象者の選考と推薦。

(選考方法)

第 5 条 会長が委員会を召集し、その議長となる。議長は議決権を持たない。

2. 委員長は委員の互選によって選出する。
3. 委員会は委員の 5 分の 3 以上の出席をもって成立する。但し、幹事以外の委員が過半数を占めることを原則とする。
4. 議事は、原則として出席委員の全員一致をもって決定する。それに至らない場合には、多数決とする。
5. 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(授賞者の決定)

第 6 条 委員会は、各賞の授賞候補者について審査を行い、その結果を取りまとめる。

2. 会長は委員会の選考結果を幹事会に諮り、授賞者を決定する。

(規程の改訂)

第7条 本規程の改訂は、会長の発議により、幹事会の議を経て総会で行う。

(附則) 本規程は、平成30(2018)年1月1日から発効する。

2. 本規程の発効に伴い、平成26(2014)年12月24日制定の日本比較内分泌学会小林賞規定および奨励賞規定は失効する。
3. 第2条と第5条を改正する。本改正は平成31(2019)年1月1日から発効する。

学会賞選考に係る細則

平成 29 年 11 月 18 日制定

平成 30 年 12 月 21 日改定

令和 3 年 7 月 13 日改定

1. 募集の方法と選考の方法

- ① 事務局は募集の方法を立案し、委員会の決定を経て、メーリングリスト等で広く会員に報知し、応募を促す。自薦、他薦を問わない。
- ② 応募の状況により必要に応じて事務局は会長ならびに幹事の経験者等に推薦を依頼することができる。
- ③ 推薦者は、同一の賞に対して複数の候補者を推薦することはできない。
- ④ 委員が応募者もしくは推薦者になることを妨げないが、その場合は委員を辞退する、もしくは当該の賞選考の場を退席する。
- ⑤ 前項により委員会が成立しない場合は、上位規程にある委員候補者から新たに会長が任命する。
- ⑥ 各賞の受賞者は原則 1 名とするが、該当無しもあり得る。
- ⑦ 小林賞は年齢を問わないが、原則として、今後の比較内分泌学や本学会を牽引していくことが期待される現役の会員に授与する。
- ⑧ 奨励賞は原則として、年齢が受賞の年の 1 月 1 日現在において満 40 歳以下、かつキャリアパスの途上にある者（教授相当の職位を得ていない者、教育研究機関等において研究グループを主宰していない者）に授与する。ただし、年齢についてはライフイベントや研究キャリア等に十分に配慮する。

2. 選考委員の開示

選考委員名簿は委嘱後、速やかに学会ホームページに公開する。

3. 報告と講演

当該年度の総会において、会長が各賞の授賞者を報告し、賞および副賞を授与する。各賞授賞者は当該年度の大会において授賞講演を行う。

4. 不正行為等への対応

研究不正等の行為があった場合、幹事会の判断を受けて、賞の抹消および副賞の返還請求等の対応を検討・実施する。

5. 細則の改廃

本細則の改廃は、会長の発議により幹事会で行う。

(附則) 本細則は、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日から発行する。

2. 本細則の発効に伴い、平成 28 (2016) 年 7 月 1 日制定の小林賞ならびに奨励賞の「実施についての手順と細則」は失効する。
3. 本細則の 1. を改正する。本改正は平成 31 (2019) 年 1 月 1 日から発効する。
4. 本細則の 1. を改正する。本改正は令和 3 (2021) 年 7 月**日から発効する。